

[事案 26-178] 配当金支払請求

・平成 27 年 6 月 25 日 裁定終了

<事案の概要>

設計書に記載された配当金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 62 年 9 月および 12 月に契約した 2 件の個人年金保険について、契約時に募集人が、必ず支払うと言ったので、設計書に記載されたとおりの配当金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 保険契約の内容は約款において定められており、配当金に関する約款の規定によると、保険会社が設計書に記載した金額の支払い義務を負うことはない。
- (2) 設計書には、検討の際は必ずパンフレットを見るよう記載されており、パンフレットには、配当金による増額年金については変動することがあり、将来の支払いを約束するものではないことが明記されている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人および申立人の配偶者に対し、申立人が主張する契約時の募集行為の不適切性の有無を把握するため事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集行為の不適切性が認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条に基づき手続を終了した。

<参考>

○募集行為の不適切性が認められない理由は、以下のとおり。

- (1) 申立人の主張について、設計書に記載された年金額が契約内容となっているという主張であると理解し、本契約において、設計書どおりの金額を支払うことが契約内容であるかどうか検討する。
- (2) 生命保険契約は附合契約【注】であるので、定款・約款により契約内容は定まり、設計書にはよらない。本契約では、年金は、定額の基本年金部分と、配当金による増額年金部分から構成されるので、以下、増額年金の内容について検討する。
- (3) 約款および定款によると、保険会社は、毎年決算で剰余金を生じたときにその一部を社員配当金原資として積み立て、その中から社員配当金を配当する。つまり契約後の経済状況および運用実績等によって金額が変動するものであるため、契約締結時に、配当金による増額年金について金額の確定はできず、募集時に用いられた設計書にも、記載された金額を支払うことを約束する文言はないため、確定金額を支払うことが契約の内容になることはない。
- (4) 申立人は、契約時、募集人から設計書どおりの金額が確実に支払われる旨の説明があった

とも主張するが、約 30 年前の状況を再現し、募集人の具体的な説明内容を明らかとすることは非常に困難である。

- (5) 申立人は、60 歳時点で受領した年金額について、本来支払われるべき金額が支払われていないとも主張するが、年金支払日の前日までに貸付金残高があり、貸付金の残額、源泉徴収税が引かれて申立人に支払われたのであり、契約内容どおりに支払われたものと認められる。

【注】 附合契約とは、大量かつ定型的取引において、契約当事者の一方があらかじめ定めた契約条項（普通契約約款）を、相手方が包括的に承認することによって成立する契約のことです。相手方は約款の各条項の内容を具体的に知らなくても約款に拘束されると判断されています。